

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業環境局経済部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勧告して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差
③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表
(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

お問合せは、兵庫労働局雇用均等室へ
TEL：078-367-0820

女性の活躍推進に取り組む事業主の皆さまへ 両立支援等助成金

女性活躍推進法（H28.4.1施行）に先駆けて、女性の活躍推進に取り組む事業主の方を支援する助成金です。

女性活躍加速化助成金のご案内

助成金の概要

女性活躍推進法*に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取り組み内容（「取組目標」）等を盛り込んだ「行動計画」を策定し、計画に沿った取り組みを実施して「取組目標」を達成した事業主および、数値目標を達成した事業主に対して助成金を支給します。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【助成金の種類と支給金額】

●加速化Aコース

「取組目標」を達成した中小企業事業主（常時雇用者300人以下の事業主）に対して支給
支給額：30万円（1事業主1回限り）

●加速化Nコース

「取組目標」を達成した上で、「数値目標」を達成した事業主に対して支給
支給額：30万円（1事業主1回限り）

☆助成金の内容は平成28年度以降に変更の可能性があります。

☆上記に記載のあるものの他にも、詳細な要件などがあります。支給要件の詳細、申請に必要な書類等に関するお問い合わせは、

兵庫労働局雇用均等室（TEL078-367-0820）までお気軽にどうぞ。

厚生労働省のホームページもご覧ください。➡ <http://www.mhlw.go.jp/>

トップページ→分野別の政策→雇用・労働→雇用均等→事業主の方へ→事業主の方への給付金のご案内→両立支援等助成金



ぷらっとアイ（西宮市立勤労青少年ホーム）からのお知らせ

34歳以下の勤労者で、西宮市内に在住または在勤の方がぷらっとアイを利用される場合、「勤労青少年ホーム使用証」の交付を受けると利用料金が無料となります。

現在交付している勤労青少年ホーム使用証の有効期限は、平成28年3月31日です。

平成28年4月以降にぷらっとアイを利用される場合、改めて「勤労青少年ホーム使用証」の交付手続きが必要となりますので、勤労青少年の要件に該当する方は、利用日までにぷらっとアイ西側の勤労会館1階事務室にて交付手続きを行ってください。

お問合せは、西宮市 労政課 へ
TEL：0798-35-5286

事業主の皆様へ

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されます

平成28年4月1日より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が施行されます。

障害者差別解消法はどんな法律ですか？

この法律は、障害がある人もない人も分け隔てなく、お互いの人格と個性を尊重して、暮らし、勉強し、働いたりすることができる「共生社会」をつくるための法律です。

対象となる障害者の範囲は？

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。このため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方に限りません。

具体的な内容は？

1. 差別的取り扱いの禁止

※国の行政機関・地方公共団体、民間事業者共に法的義務

障害を理由として、正当な理由無く、商品やサービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付ける等の禁止、また雇用分野では、募集や採用、賃金や待遇等について差別的取り扱いの禁止を定めています。

ただし、差別を是正するための措置として障害者を有利に取り扱うことや合理的配慮を提供するなど、異なる取り扱いをすること等は差別には含まれません。

2. 合理的配慮の提供

※国の行政機関・地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務

ただし、雇用分野については民間事業者も法的義務

障害者に何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、支障になることを改善するために必要な配慮(合理的配慮)を行うことが求められます。

具体例：段差にスロープを設定する、点字のパンフレットを作成する、能力に応じて仕事量を調整する など

相談や紛争解決の仕組みについて

行政機関については、その職員が所属する行政機関の苦情相談窓口等にご相談ください。民間事業者については、事業主や事業所の苦情相談担当者に申し出てください。

詳しくはウェブサイトで。 [障害者差別解消法](#) 🔍 検索



高年齢者雇用に関する助成金

1. 高年齢者雇用安定助成金

高年齢者の職域の拡大・作業環境の改善、雇用管理制度の構築等を行う事業主に対して、当該取組に要した費用の3分の2（中小企業以外は2分の1）を支給、60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり20万円上限（上限額1,000万円）。

但し、建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主の場合は、60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり30万円上限。

※1の助成金の詳細は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課等にお問い合わせください。
<https://www.jeed.or.jp/location/shibu/hyogo/>

2. 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者（60歳以上）などの就職困難者をハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成（中小企業の場合、1人につき60万円 ※短時間労働者40万円）。

3. トライアル雇用奨励金

常用雇用への移行を目的として、職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者をハローワークまたは職業紹介事業者の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して、トライアル雇用奨励金を支給（1人につき月額最大4万円・最長3ヶ月間支給）。

4. 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金、受入れ人材育成支援奨励金）

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し、再就職を実現するための支援を再就職支援会社に委託した事業主に対して委託費用の一部を助成。また、当該労働者等を受け入れる企業が訓練を行う場合に係る賃金及び経費相当分の一部を助成。

※2～4の助成金・奨励金の詳細は、ハローワーク助成金デスク（神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル5階：TEL078-221-5440）および最寄りのハローワークにお問い合わせください。
http://hyogo-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/info_hellowork.html

お問合せは、ハローワーク西宮へ
TEL：0798-75-6711

西宮市は就労支援を行っています。



西宮市観光キャラクター
みやたん

市は、西宮市勤労者福祉推進計画を策定し、さまざまな就労支援を行っています。

西宮若者サポートステーションは、15歳～39歳の働くことに悩みを持つ若者やその家族を対象に、専門的な知識を持つスタッフを配置し、職業的自立を包括的に支援しています。

① 総合的な相談窓口

キャリアコンサルタントや臨床心理士など専門的な知識を持つスタッフが、働くことに踏み出せない若者をサポートします。「人間関係が不安」「自分に自信がない」「プランクが気になる」「自分に合った仕事が見つからない」といった方の就職活動を継続的に支援しています。また仕事に就いた後もフォローアップを行います。

② 各種セミナーや職場体験の実施

就活に役立つセミナー（マナー講座、コミュニケーション講座、パソコンスキルアップ講座、ハローワーク活用講座など）により、就職活動の実践力を高めます。また、短長期の職場体験により働くイメージをつかみ、職業観を養います。

西宮若者サポートステーション

開催日	月曜～金曜（祝日を除く） 午前9時30分～午後6時
場所	勤労会館1階（右地図参照）
問合せ	0798-31-5951



☆西宮北口で出張相談も行っています☆

男女共同参画センター ウェーブで出張相談を実施しています。実施日は、月・木曜（祝日を除く）の午後1時～5時です。お気軽にご利用ください。（要事前予約）

※女性や40歳以上を対象とした就労支援も行っていますのでご利用ください。

しごとサポートウェブにしきた (0798-68-1021)

働きたい女性などを対象に、就労に関する相談や職業の紹介などを実施。女性就職支援ナビゲーターによる応募書類の添削や職業相談、仕事の紹介など就職のサポートのほか、ハローワークの求人検索端末で全国の求人情報の閲覧などが可能。

【開催日】月曜～金曜（祝日を除く）

午前9時～午後5時

【場所】プレラにしのみや4階

西宮市中高年しごと相談室 (0798-38-8321)

40歳以上を対象に、再就職や転職など就職に関するさまざまな相談や情報提供を実施。

※求人情報は取り扱っていません

【開催日】月曜～土曜（水曜、祝日を除く）

午前10時～午後6時

【場所】勤労会館1階

青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)などが10月から順次施行されました！

青少年の雇用促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)などが平成27年10月1日から順次施行されています。

■適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

1. 青少年の雇用の促進等に関する法律 (勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正) ＜若者雇用促進法＞

(1) 関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります【平成27年10月1日施行】

(2) 適切な職業選択のための取組の促進

① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の(ア)～(ウ)の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

- (ア) 募集・採用に関する状況
- (イ) 労働時間などに関する状況
- (ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。【平成27年10月1日施行】

② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】

2. 職業安定法の一部改正

- ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。【平成27年10月1日施行】

■ 職業能力の開発・向上の支援 (職業能力開発促進法の一部改正)

(1) ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。【平成27年10月1日施行】

(2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助手を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占(資格取得者のみ名乗ることが許される)や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。【平成28年4月1日施行】

(3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。【平成28年4月1日施行】

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

お問合せは、兵庫労働局職業安定課へ
TEL: 078-367-0800

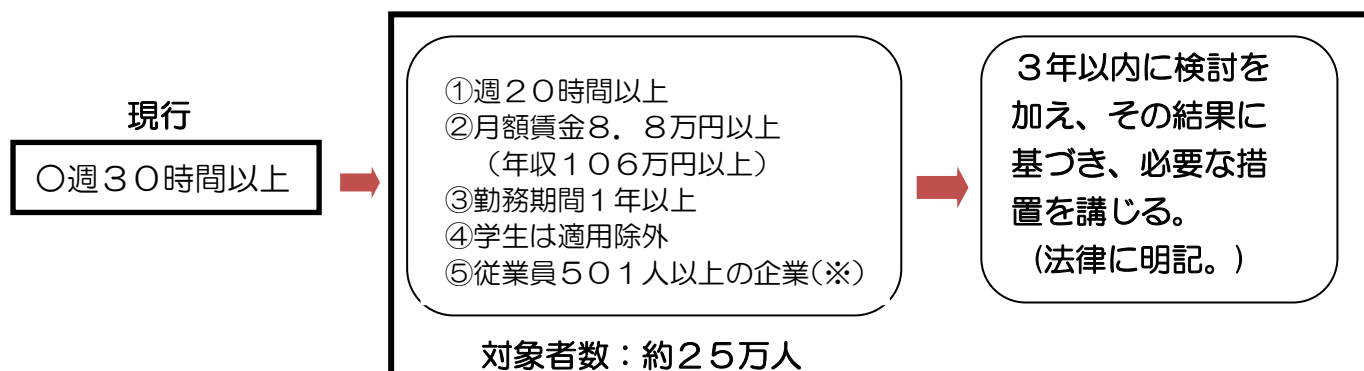
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《改正内容》

短時間労働者への適用拡大（平成28年10月～）



(※) 現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

《施行日》 平成28年10月



西宮市観光キャラクター みやたん

お問合せは、西宮年金機構へ

TEL：0798-33-2942

www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou.../nenkin_kakudai.pdf

「仕事も介護も！」

介護には、親の介護や高齢者介護のイメージがありますが、介護の対象は親だけに限りません。育児・介護休業法はすべての労働者に適用され、介護休業・介護休暇の対象家族は、配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに労働者が同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹および孫、となっています。

主たる介護者が働きながら、家族の介護をするとき、仕事を続けるかどうかを迷うことは何度もあります。介護が長期にわたると介護者自身の疲労や負担が増し、悩みも増します。

高齢者の介護を考えると、だれが介護をするかによっては、介護者自身が生き方を変えなければならなくなります。たとえばシングル（単身）の娘や息子が親の介護者の場合、働き方を変えたり、仕事をやめることを考えることもあります。一旦離職すると、親の介護を終えたあとの再就労が難しい現状があります。

介護休業は、緊急対応のための介護を担うと同時に、仕事と介護の両立のための準備を行うための期間だと言われています。準備として、要介護（要支援）認定の申請、ケアマネジャーを決める、介護施設の見学などがあります。

また、地域の介護サービスを利用することも大切です。要介護（要支援）認定を受けることで介護保険によるサービス、たとえばホームヘルパーなど専門家に支援を任せることで、ゆとりのある介護ができるようになります。「地域包括支援センター」やケアマネジャーに介護のケアプランや介護者の悩みや不安、ストレスなどの相談をすることもできます。介護者がひとりで抱え込まないことが、介護と仕事を両立するための大事な点です。介護者が、自分のための時間を確保できるような周囲の支援も必要です。

まずは、勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を知ることです。介護保険等の制度について基本的な知識も必要となります。

年間10万人の介護離職者があります。それは会社にとっても大切な働き手を失うともいえます。雇用主には、従業員が介護離職をしなくてもいい、安心して働ける環境づくりを整えることが課題となっています。

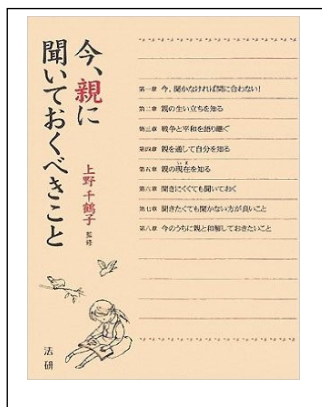
詳しくは
 ●内閣府 「仕事」と「介護」の両立ポータルサイト
<http://www.cao.go.jp/wlb/ryouritsu/>

関連図書の紹介

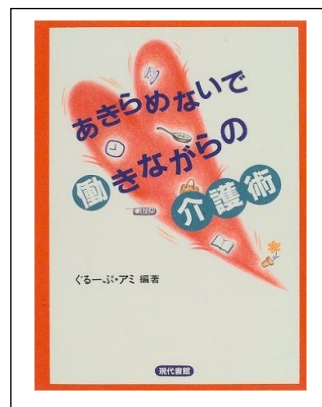
ボケた家族の愛し方 丸尾多重子
 著 高橋書店
 ほのぼのしたイラストと西宮市にある介護者や介護従事者の交流場「つどい場さくらちゃん」の代表が綴るお悩み解決エッセイ



今、親に聞いておくべきこと 上野千鶴子 監修 法研
 介護が始まる前に、親の今の生活や思いを記録するためのヒント集。



あきらめないで働きながらの介護術
 ぐるーぶ・アミ編著 現代書館
 さまざまな形と方法で「働きながら介護」を経験してきた人たちの体験談



西宮市男女共同参画センター ウェーブ

女性のための相談室 □電話相談:0798-64-9499/月・木10:00~12:00・13:00~16:00
 《予約:0798-64-9498》 □面接相談:要予約/火・水・土10:00~16:30
 □法律相談:要予約/第3金14:00~17:00
 □チャレンジ相談:要予約/第2火10:00~12:00/第3水13:00~16:00

図書・資料コーナー □閲覧:開館時間 □貸出:月~土 10:00~17:15

ウェーブ
 ■開館時間:1月4日~12月28日 9:00~22:00
 ■受付時間:月~土9:00~17:15(祝日を除く)
 ■阪急西宮北口駅南出口から約100m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F
 TEL.0798-64-9495 FAX.0798-64-9496
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html